

五 方 募 法 入 決 定 の	四 発 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び 根 そ	一 發 行 號 及 び 抠	行 平 條 件 等 を 次 の 年 八 月 八 日 財 務 大 臣 麻 生 太 郎	省 平 成 二 十 六 年 六 月 八 月 八 日 財 務 大 臣 麻 生 太 郎	○ 財 務 省 告 示 第 二 百 五 十 二 号 第 五 十 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 大 藏
価一を場で競争う札価振の以律社一法会十財三利付 格国定特あ争入。)へ格替適下へ債項律計四政回付 競債め別つ入札に以を機用一平、株式等の振替法 争市る参て札発によ下競争は受けるも日本銀行の振替 入場も加、と行。)札特に者財同「発格に付けるも日本銀行の振替 發別にご務時とい行參よと大にい(以競争して行のう。)と 行參よと大にい(以競争して行のう。)と 「加るに臣行。)と者發応がわ。)下入行とと。)と い・行募各れ及「札わすし。)と。)と う第へ限國るび価一以度債入価格とる。)そ規 非下額市札格競い入の定。)法	の 法 律 項 及 び 根 そ	發 行 號 及 び 抠	行 平 條 件 等 を 次 の 年 八 月 八 日 財 務 大 臣 麻 生 太 郎	省 平 成 二 十 六 年 六 月 八 月 八 日 財 務 大 臣 麻 生 太 郎	○ 財 務 省 告 示 第 二 百 五 十 二 号 第 五 十 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 大 藏		

## 七

口イ  
払

非者特国入価込行争非者特国  
価・別債札格入価・別債  
格第参市発競金札格第参市  
競I加場行争額発競I加場

五円六百千三百四十一百五十一億六千五百億八千二百八百万円  
十  
百  
千  
百  
十  
百  
千  
百  
十  
百  
千  
百  
十  
万

## 口

六  
イ  
發

入価札格行入価・別債  
行争競札格第参市  
競額発競I加場

でた条特五三付一會一つ定う額  
五利第別万千国項計億いにち面  
百付一會円六債のに六て基、金  
三国項計百に規関千はづ財額  
十債のに五つ定す四、き政で  
二に規関十いにる百額発法六  
億つ定す七て基法五面行第千  
円いにる億はづ律十金し四四  
て基法三、き第五額た条百  
、づ律千額発四万で利第五  
額き第五回行十円二付一十  
面発四百金し六、千国項九  
金行十四額た条特八債の億  
額し六十で利第別百に規円

込募各當も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
当お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい

十 三 二	口 イ 一	發	振 額 最 低 行 争
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 發	替 額 面 低 行 争		
払 過 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行	単 位 面 額 入 札		
込 利 札 格 第 參 市 發 競 価	位 金 發		
み 子 率 發 競 I 加 場 行 爭 格 日			

(二) 額よに座も係りつにのる百算い記と所分出て載し得のしほ又て税お二た、は振がい十金前記替源て・額記録口泉、三か(一)さ座徵そ一らのれ簿収の五当算る中さ利を該式ものれ子乗金にの口るに

(一) 年号には、募入七パーセントに規定算定のセントとする。するしに通じた加算した日金えを払を次受けい第のけ込二算たむ十式者

$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{24}{365}$

十 額 四 面 錢 金 以 金	十 額 四 面 錢 金 上 額	十 額 四 面 錢 金 年 百 円 そ 年 七 月 七 月 十四 日	平 す 額 成 る の 記 替 。整 載 法	五 万 円
十 額 四 面 錢 金 以 金	十 額 四 面 錢 金 上 額	十 額 四 面 錢 金 年 百 円 そ 年 七 月 七 月 十四 日	数 又 の 倍 は 規 の 記 定	
十 額 四 面 錢 金 以 金	十 額 四 面 錢 金 上 額	十 額 四 面 錢 金 年 百 円 そ 年 七 月 七 月 十四 日	金 錄 に 額 は よ に 、 き れ き 九 の 九 十 応 九 募 九 円 価 円 九 格 八	
十 額 四 面 錢 金 以 金	十 額 四 面 錢 金 上 額	十 額 四 面 錢 金 年 百 円 そ 年 七 月 七 月 十四 日	最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	

二十九八七六十五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

初  
期  
利  
子

平成財務大臣から通知を受けた者  
本年七月十四日  
面積成りてを年六月  
銀行五子、支行額十をそ払  
額百六支の期二年  
円年払日と十  
に六う以し日  
つ月。前、及  
き二六各び  
百十月支十  
円日間払二  
に期月  
属に二  
すお十

規下は払し払平定、期た期成額け住よるがをじ  
す次そが金と二一の号の銀額し二十  
 $\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100 \times 2}$ 期及翌行を、六控  
日び営休支次年除  
に第業業払の十  
つ十日日う算二  
い六にに。式月  
て号支当たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
。いへと、算を  
。て以き支出支